

所内LAN・発電所施設監視等業務用パソコン賃貸借契約書(案)

新潟県発電管理センター（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、所内LAN・発電所施設監視等業務用パソコンの賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 受注者が発注者に貸し付ける物件（以下「機器」という。）は次のとおりとする。

品名及び規格	数 量			
	所内LAN用	情報映像ネットワーク用	流量演算装置用	ダムインターネット用
デスクトップパソコン	3台		1台	—
ノートパソコン	2台	2台	—	3台
ソフトウェア	5組	2組	1組	3組
モノクロレーザープリンタ	1台	—	1台	—

（賃貸借場所）

第2条 賃貸借場所は、次のとおりとする。

新潟県村上市坂町1804 発電管理センター

新潟県村上市三面地内 猿田ダム見張所

新潟県胎内市下荒沢地内 胎内第一ダム見張所

新潟県胎内市下荒沢地内 胎内第二ダム見張所

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年11月1日から令和13年10月31日までとする。

（賃借料）

第4条 機器の賃借料は、次のとおりとする。

月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 円）

賃借料総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 円）

2 賃借料は、発注者に機器を引き渡した日の属する月から起算して1か月毎に計算する。

3 賃貸期間に1か月未満の端数を生じた場合の賃借料は、日割り計算によって算定する。

（賃借料の請求及び支払）

第5条 受注者は、毎月7日までに前月分の賃借料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、前項の支払い請求について、発注者と協議したうえで、令和8年度分は最長で令和9年3月分まで、令和9年度から令和12年度分は各1年分を、令和13年度分は令和13年4月分から10月分までを、それぞれ複数月分まとめて請求することができるものとする。この場合、受注者は、請求期間最終月の翌月7日までに当該期間分の賃借料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項の定めにより受注者の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃借料を受注者に支払うものとする。

（装置の保守）

第6条 受注者は発注者からの要求があった場合、装置を完全に使用できるよう保守するものとする。

2 前項に規定する保守に必要な費用は、発注者の負担とする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合、この契約を解除することができる。

この場合において、発注者は解除する1か月前までにその旨を受注者に通知しなければならない。

- (1) 受注者がこの契約に定める義務を履行しなかったとき。
- (2) 受注者が装置の全部を不用としたとき。
- (3) 契約期間中に発注者の予算の減額又は削除があったとき。
- (4) その他やむを得ない事情があったとき。

2 本契約を解除した場合の違約金、解約金の取扱いについては、発注者受注者両事業者協議のうえ、決定するものとする。

(装置の返還)

第8条 契約の期間が終了し、又は契約を解除した場合、発注者は装置を受注者に返還するものとする。

2 受注者は前項の規定により発注者が装置を返還する場合は、発注者受注者両事業者協議のうえ定めた期間内にこれを引き取るものとする。

3 装置の返還に要する費用については、受注者が負担するものとする。

(協議)

第9条 この契約の定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、新潟県企業局財務規程の定めるところによるほか、発注者受注者両事業者協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和8年 月 日

新潟県村上市坂町1804
発注者 新潟県
新潟県発電管理センター所長 山田 章善

受注者